

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野県長野市松岡1丁目35-5
評価実施期間： 平成28年2月5日から平成28年3月30日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B15018、050222、050482	

2 福祉サービス事業者情報（平成28年 2月現在）

事業所名： （施設名） 社会医療法人抱生会丸の内病院	種別： 訪問リハビリテーション
代表者氏名： 理事長 石曾根 新八 （管理者氏名） 所長 横山 みさほ	利用人数： 41名
設置主体： 社会医療法人抱生会 経営主体： 社会医療法人抱生会	開設（指定）年月日： 平成18年12月1日
所在地：〒390-8601 長野県松本市渚1-7-45	
電話番号： 0263-28-3003	FAX番号： 0263-28-3000
ホームページアドレス： http://www.marunouchi.or.jp/	
職員数	常勤職員： 0 非常勤職員 6名
専門職員	（専門職の名称） 名
	理学療法士・・・4名
	作業療法士・・・2名
施設・設備 の概要	（施設）
	事務室 1室
	（設備等）

3 理念・基本方針

○病院の理念

1. 私たちは、患者さん中心の医療を地域の医療機関と協力し推進いたします。
2. 高度の専門技術により、地域の皆さまの疾病管理と疾病予防に努力いたします。
3. 公益性を有する社会医療法人にふさわしい診療活動に努めます。

○理念に基づく基本方針

- ・私たちは、患者さん一人ひとりの要望を尊重し、信頼関係に基づいた医療を提供いたします。
- ・私たちは、地域の医療機関と密接に連携し、医療チームとして最善の医療を提供いたします。
- ・私たちは、常に医療技術の研鑽に努め、安心して安全な医療を実践いたします。
- ・私たちは、地域に開かれた病院づくりと健全な経営に努めます。

○丸の内訪問リハビリテーションの理念

私たちは、住み慣れた地域や家庭で自分らしく生活できるよう支援し、かつ質の高い医療を提供する様努力いたします。

○丸の内訪問リハビリテーションの方針

1. 訪問リハビリテーションの療法士は、老人等の心身の特徴を踏まえて、全体的な日常生活動作の自立及び維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、医師会、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を務めるものとする。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

当訪問リハビリテーションは「医療社団法人抱生会丸の内病院」の一事業所として平成 18 年 12 月に開設された。そのため、事業所名はその後の変遷を経て「社会医療法人抱生会丸の内病院」として地域の人々に馴染まれた名称を継続している。

母体となる法人の病院は昭和 19 年に民間の営利法人の診療所として松本市南部に開設され、昭和 20 年同じ法人の付属病院として松本市中心市街地に移転開設され、更にその後、増築や市内の別の場所への移転を経て、平成 19 年に現在の松本インターから車で 10 分ほどの渚地区の田川と奈良井川の合流点中州に新築移転した。病院では救急医療等確保事業に係わる業務の実施と基準の「周産期医療」の業務を実施しており、法人が平成 23 年に社会医療法人として認定され、法人名も「社会医療法人抱生会」と変更された。

病院には法人の 70 年の過去の経験や歴史で培ってきた整形外科を始めとした 16 の科目が現在あり、来るべき超高齢化社会の疾病構造に合わせ、従来の「病院完結型」の医療システムから「地域完結型」の医療介護システムへと大きく転換をしようとしている。

当訪問リハビリテーションの入る在宅支援センターは平成 25 年に奈良井川を挟んだ病院の対岸に開設され、現在、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション、リハビリ専門デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所が併設され、上階のサービス付き高齢者住宅や保育所とともに複合施設となっている。

在宅支援センターは法人の地域医療統括本部の管理下にあり、法人の標榜する「地域完結型医療介護システム」の介護部門の重要な拠点として、利用者が住み慣れた地域や家庭でその人らしく生活できるように質の高い医療・介護を提供している。また、法人の中には地域医療連携室があり地域の医療や福祉の各機関と連携しながら地域の具体的な福祉ニーズを把握しており、市内の公民館で地域からの依頼を受け健康教室を開催したり、市の委託を受けロコモティブ(転倒予防の活動)教室なども手がけ、介護予防や健康の維持・増進への働きかけもしている。

当訪問リハビリテーションも病院のリハビリテーション部と連携を取り業務を遂行しており、職員も法人病院内等で 5 年の職場経験を積み訪問リハビリテーションへと異動になっている。そのため職員の専門分野の知識や技術は高く、研修等に積極的に参加し新しい知識・技術を取り入れるなど研鑽にも努めており利用者の方々からの信頼も厚い。また、職員は在宅支援センター内のリハビリ専門デイサービスの業務を兼務しており、同じ病院から地域に戻り当訪問リハビリテーションを利用する方もおり、同じ在宅支援センターのケアマネージャーや訪問看護師、訪問介護員などが関わる同一の利用者も多くいることから、それぞれの利用者の情報を共有しながら、在宅での利用者の日常生活動作の自立と維持回復を図っている。

5 第三者評価の受審状況

受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (今回が初めての受審)
----------------	-----------------

6 評価結果総評 (利用者調査結果を含む。)

◇特に良いと思う点

1) 地域ニーズの事業計画への反映

民間の営利法人の診療所としてスタートし医療社団法人、社会医療法人と移行する中で培っ

てきた経営幹部層の見識は深く、法人の70年の過去の経験や歴史を洗い出し、現在の状況を浮き彫りにし、更に将来の展開図を描くという一連のプロセスに組織としての成熟性が見て取れる。国内情勢や業界の情勢、また、地域的情勢など、広い視野で全体を捉え医療や介護の分野で地域のニーズを把握しそれに応えている。

法人ではより公益性の高い社会医療法人として地域社会の求める医療・介護・健診へのきめ細かなサービスの充実を図りながら地域包括ケアシステムの要となる地域包括ケア病棟などを含むマクロ的な生活支援型医療を標榜している。

法人の幹部層を始め、全職員が業務内容に問題意識を有しており、事業計画の策定と実践についても組織としての確固たる仕組みが構築されている。法人の各部、各課、また、職種や係を横断した各種委員会により現場の課題を把握し策を講じ、法人の年度計画に連鎖し各部、各課の年度の計画も策定されている。計画策定時には院長のヒアリングがあり具体的な数値目標も掲げられている。事業計画の進捗状況については毎月の幹部経営会議で報告がされ、別に半期ごとに評価、見直しもされ、実効が伴う形で運営がされている。

当訪問リハビリテーション事業所の事業計画にも地域から求められる事業所を目指し、地域包括ケアシステムに積極的に介入することが挙げられており、同じ在宅支援センターに入る訪問看護ステーションや訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所などと協働している。

2) 地域住民の健康の維持や増進のための取り組み

法人の一つの部門として健診センターが開設されており、地域の人々の健康を守るために疾病の早期発見と予防に努めており、法人の理念の一つである「高度の専門技術により地域の皆さまの疾病管理と疾病予防に努力いたします」を具現化している。

当訪問リハビリテーション事業所でも法人の理念に沿い法人の地域医療連携室やリハビリテーション部と連携しながら市内の公民館で地域からの依頼を受け健康教室を開催したり、市の委託を受け6回シリーズのロコモティブ(転倒予防の活動)教室などを開き、地域の高齢者の運動機能の維持や生活習慣病の予防・改善に努めている。

また、当訪問リハビリテーション事業所の入る在宅支援センターには運動機能の維持や増進を図るためのリハビリ専門デイサービスセンターが開設されており当事業所の理学療法士や作業療法士も関わりをもっている。

在宅支援センター開設の周年事業として開催した納涼祭の中でも医療相談を行い、地域の福祉ニーズを把握し地域の福祉向上のために取り組んでいる。

3) 職員の資質向上のための研修の充実とジョブローテーション

当訪問リハビリテーション事業所を含む在宅支援センターとしての年度の目標・管理シートにはセンターとしての役割と到達目標が掲げられており、その中に「職員の資質向上に努める」ことが挙げられている。また、目標管理による教育システムの構築や職員の資格取得・研修参加・研修発表・研究への取り組みなども挙げられている。

法人の研修委員会により法人内研修が年間で計画されており、また、外部研修についても年度初めに示され全員の希望を尊重し少なくとも二つは希望の県外での研修が受講できるようになっている。職種や雇用形態にかかわらず研修が実施されており、内部研修は欠席者用にビデオも用意され、本人の自主的な要望にも配慮し機会均等を旨とし実施している。法人の教育委員会主催の学術大会を毎年開催し、個人もしくはチームでの研究や業務改善の発表が行われている。発表会で表彰を行うとともに、最優秀発表については医療連携する市内の5病院での臨床研究会に法人代表として発表している。

当訪問リハビリテーション事業所の職員は自分の役割をしっかりと認識しており、仕事を通じての自己実現の意識が高く、理学療法士や作業療法士として現状に甘んずることなくより高いレベルを目指し自己研鑽を積んでいる。また、職員の当事業所への配置には内規があり、法人病院内等で5年の職場経験を積み訪問リハビリテーションへと異動となり、リハビリ担当職員としてローテーションで2年を目度に病院に戻る仕組みとなっており、病院と在宅のお互いの状況を理解することで業務の幅を拡げ利用者との絆も深めている。

4) 法人としての積極的なディスクロージャー

広報誌の「まるのうち」や「連携室だより」を定期的に発行し関係者に配布しており法人の事

業運営に関する情報を提供している。また、法人のホームページや年報でも事業内容や運営状況が公開されており透明性が確保されている。

特に年報は法人の年間の活動を集約した 300 ページに及ぶ大冊で毎年発行され、県内の医療機関等に配布され、特に松本地域を中心に情報の共有を目的とした法人独自の「医療連携制度」の取り組みにも役立てられている。

◇改善する必要があると思う点

1) 事業経営への職員の更なる参画意識の醸成

法人の単年度の方針が示されており、事業所の入る在宅支援センターとしての部門の方針もあり、具体的な到達目標として数値化され、5年先を見据え内容が検討されている。

職員の専門分野の知識や技術は高く揺るぎなく、また、自分に対する知識・技術レベルを高く設定し自己研鑽もしており利用者の方々にも信頼され職務を全うされているが、高い専門性が職員個々に求められることから個人として職務に携ることも多く、法人の一員としての位置付けが少し希薄になっており、特に数値目標は幹部だけのものという意識があるのではないかとと思われる。

また、組織が大きくラインもしっかりしているため、逆に、経営幹部層の認識と実務レベルでの認識がそれぞれの範囲に留まってしまい、共有されていないのではないかと懸念も感じられる。

70年の過去の経験を踏まえ積み重ねてきた確固たる組織であり、出来ていることは出来ている、やっていることはやっていると共有し合う機会を更に数多く持たれ、全職員が事業経営に参画しているのだという意識を高め、職員一人ひとりの力を結集し、法人の更なる発展に繋げていかれることを期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理（別添1）
評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添2）

8 利用者調査の結果

アンケート方式の場合（別添3-1）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（平成28年 3月28日記載）

- ・第三者評価を通じて当事業所を自ら客観的に観る貴重な機会となった。
- ・現場では、サービスの質・量を確保するために、研修や見直しを行ってきたが、職員の質的評価が行われていなかった、今後は職員のソフト面を見直していきたい。
- ・病院経営理念及び部門方針が職員一人一人が意識できるような周知方法も今後の課題とする。